

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和3年度	令和4年度										
0	0	0	2	746	807	0	0	746	809	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和3年度	令和4年度										
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0	1	744	807	0	0	744	808	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	0	0	0	2	746	807	0	0	746	809	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和3年度	令和4年度								
18	19	13	14	7	5	8	12	46	50

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和3年度	令和4年度								
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	9	5	9	5	4	2	5	8	27	20
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	6	4	0	2	0	1	1	0	7	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	3	10	4	7	3	2	2	4	12	23
合計	18	19	13	14	7	5	8	12	46	50